

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 2 月(2/1～2/28)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

2月の相談件数：電話 83 件、メール 6 件

【相談内容（全 89 件）の内訳（※1）】

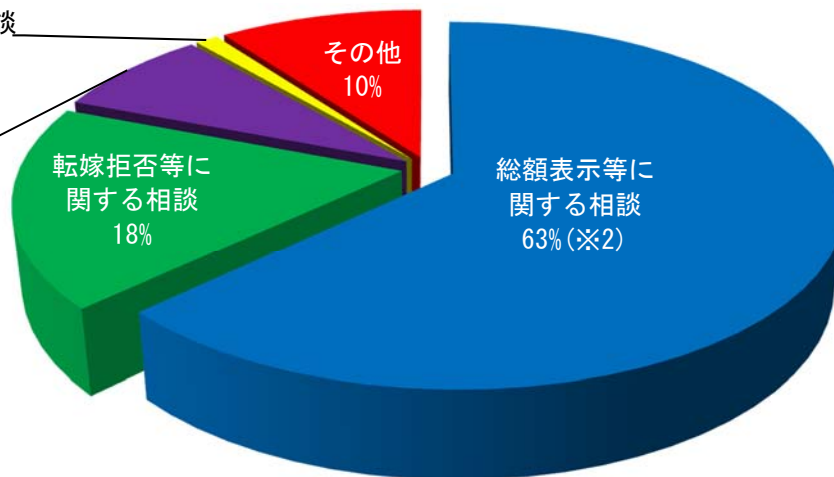
表示方法（阻害表示）に関する相談
1%

軽減税率制度に関する相談
8%

転嫁拒否等に関する相談
18%

その他
10%

総額表示等に関する相談
63%（※2）



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者です。家のリフォームを依頼した事業者の見積書を見たところ、屋根の修理が下請けに出されており、その下請代金に消費税分が上乗せされており、消費税が上乗せされた金額とその他のリフォーム代金の合計額に消費税が上乗せされた金額が支払う金額となっています。この計算だと消費税に消費税がかけられていると思うのですが計算方法は正しいのでしょうか。

A. 消費税は、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除し、その差引税額を納付する仕組みとなっています。

御質問の取引について、詳細は分かりませんが、例えば、税抜価格 100 円でものを仕入れ（購入し）、税抜価格 200 円で売上げる（販売する）場合、税込の販売価格は 216 円となり、その事業者の納付税額は 8 円（16 円－8 円）となります。一方で、税抜価格 100 円でものを仕入れ（購入し）、税抜価格 208 円で売上げる（販売する）場合、税込みの販売価格は 224.6 円（208 円×1.08）となり、その事業者の納付税額は 8.64 円（208 円×0.08－100 円×0.08）となります。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 2 件

※2 うち総額表示に関する相談が 13%、消費税一般に関する相談が 87%

販売価格(税込)を216円とするか、224.6円とするかは、個々の事業者の価格設定に委ねられていますが、いずれにしても、消費税の納付税額は冒頭に記載した計算により算出されるものですので、「消費税に消費税がかけられる」といったことは生じません。

Q. 消費者です。飲食店のホームページで税込3,500円と表示された料理を当該店舗にて注文したところ、実際に請求された金額が3,500円を超えていました。再度ホームページを見直すと、小さい文字で「消費税率引上げによって価格の変化がございます。」と記載がありました。このような価格表示は問題ないのですか。

A. 旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合には、総額表示の特例により、消費者が商品を選択する際に目に付きやすい場所に明瞭に、例えば「当サイトの商品は、旧税率(5%)に基づく税込価格となっておりますので、支払時にて改めて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」といった案内を掲載するなど、その表示する価格が現行の税率に基づく税込価格であると消費者に誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じる必要があります。

誤認防止措置が講じられていない場合には、お手数ですが、所轄の税務署に御相談ください。

また、誤認防止措置を講じないまま、旧税率に基づく税込価格等で価格表示がされている場合は、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示(有利誤認表示)を規制している景品表示法にも違反するおそれがありますので、お手数ですが、景品表示法については消費者庁に御相談ください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 買手事業者(借手)です。売手事業者との間で賃貸借契約を締結しています。賃貸借契約には、税込金額で賃料を定めているので、消費税率が8%から10%に引き上がる際に賃料を引き上げる必要はないと考えていますが問題ないでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手・借手)が、同法上の特定供給事業者(売手・貸手)との取引において、消費税率の引上げ後も税込みの取引価格を据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

税込金額で賃貸借契約を締結したとの理由で取引金額を据え置くことは、合理的な理由があるとは認められず、消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q. 個人の免税事業者です。法人事業者から業務を受託していますが、平成26年4月の消費税率引上げ前から、取引価格が据え置かれたままになっています。免税事業者であっても消費税率引上げ分の取引価格引上げを求めることは可能でしょうか。

A. 免税事業者であっても消費税転嫁対策特別措置法上の特定供給事業者(売手)に該当するため、同法上の特定事業者(買手)は免税事業者である特定供給事業者(売手)に対して、消費税の転嫁拒否行為を行ってはなりません。

特定事業者(買手)は、本体価格に消費税を上乗せして対価を定める必要がありますが、免税事業者であることを理由に、対価を消費税率引上げ前のまま据え置く行為は、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

このように「買ったたき」に該当するにもかかわらず、取引価格の引上げを受け入れてもらえないような場合には、公正取引員会や事業所管官庁などに御相談ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 事業者です。軽減税率制度実施後において、見積書についても区分記載請求書の記載事項(異なる税率ごとに合計した対価の額等)を満たす必要はありますか。

A. 見積書を引用して請求書等を作成する場合など、相互の書類全体で区分記載請求書の記載事項を満たすこととなるときは、当該記載事項の記載が必要となります。

他方、その見積書とは別に区分記載請求書の記載事項を満たす請求書等を発行する場合には、必ずしも見積書について区分記載請求書の記載事項を満たす必要はありません。

Q. 事業者です。適格請求書等保存方式が導入された際、当方が適格請求書を発行した取引先に対して、代金受領後に領収書を発行する場合、適格請求書の記載事項(領収書に異なる税率ごとに合計した対価の額や適格請求書発行事業者の登録番号等)の記載は必要ですか。

A. 既に取引先に対し適格請求書を発行している場合に、代金受領後に発行する領収書について必ずしも適格請求書の記載事項の記載は必要ありません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610